

証券コード 9407

平成25年6月10日

株 主 の 皆 様 へ

福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

RKB毎日放送株式会社

取締役社長 永 守 良 孝

「第84回定時株主総会招集ご通知」に関するインターネット開示情報
(法令および定款に基づくみなし提供事項)

法令および当社定款第17条の規定に基づき、第84回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ (<http://rkb.jp>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告の以下の事項

- | | |
|----------------|-------|
| ①会社の体制および方針 | 1頁～2頁 |
| ②会社の支配に関する基本方針 | 2頁～5頁 |

2. 連結計算書類および計算書類の以下の事項

- | | |
|---------------|---------|
| ①連結計算書類の連結注記表 | 6頁～10頁 |
| ②計算書類の個別注記表 | 11頁～13頁 |

1. 会社の体制および方針

当社は、公共の福祉と地域文化の発展に寄与することを柱にした「RKB放送憲章」の精神のもと、放送の社会的責任と公共的使命を役職員一人ひとりがより深く認識すべく日々努めております。

当社の経営理念は、報道機関としての責任を全うし、また企業活動のすべてにわたって公正と誠実の理念を貫き、地域社会の揺るぎない信頼を得ることにあります。

このため、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、コンプライアンス憲章を定め、全取締役・従業員に周知徹底させる。
- ②コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③社内に独立した監査部門を設け、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は取締役会および監査役に報告されるものとする。
- ④法令および定款上疑義のある行為等について、従業員等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定に従い設置されたリスク管理委員会において、社内で発生しうる損失のリスクを正確に把握し、発生防止策およびリスク発生時の損失を極小化する事前対応策を検討するものとする。また、新たに生じたリスクについては同委員会において討議し、取締役会へ報告するとともに、速やかな措置をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月一回定時に開催する。
- ②経営方針および経営戦略に係る重要事項については、月一回開催の常勤取締役会および必要に応じ開催される臨時常勤取締役会において議論し、その決定を経て執行する。
- ③常勤取締役・監査役および局長で構成された経営会議を週一回開催し、常勤取締役会を経て執行された重要事項についてその進捗状況を確認する。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①コンプライアンス憲章を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ②関係会社管理の担当部署を置き、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。常勤取締役・監査役およ

び担当部署は月一回開催の関係会社代表者との会議において、関係会社の月次業績のレビューを受け、改善策等を検討し各社に指示する。
上記の体制は、状況変化に応じ適宜見直し、内部統制の実効性の維持向上を図るものとする。

(6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および子会社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、業務監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、取締役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、業務監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。取締役会は、報告された内容を速やかに監査役会（窓口は常勤監査役）に文書にて報告する。

(9) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および従業員の監査役会監査に対する理解を深め、監査役会監査の環境を整備するよう努める。また、監査役会と代表取締役との間の意見交換会を開催するとともに、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を決定しております。

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

近時、わが国の資本市場においては、上場会社に対する大規模買付行為や買付提案の動きが活発になってきておりますが、これらの動きの中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主が買付の条件

等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値、株主の共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならぬと考えております。

(2) 基本方針の実現の取組み

当社は民間放送局として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値、株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。

①迅速・正確な報道

「価値ある情報」を迅速・正確に発信することを第一の責務とします。また、視聴者・聴取者の支持を得る情報を発信し、またエンターテインメントコンテンツ制作を行います。

さらに、制作管理体制を整備・点検し、視聴者・聴取者の信頼を損なう番組は放送いたしません。

②地域社会・市民社会への貢献

放送に加え、放送局の特性を生かした良質なイベントの展開等、総合力でエリアへの貢献を果たします。また、アジアの中の福岡を意識し、アジアの人々と情報を共有し、相互理解に貢献するコンテンツを制作し、発信するという理念に向けて、一歩ずつ駒を進めてまいります。さらに、企業活動自体が地球環境に負荷があることを認識し環境保全活動を推進いたします。

③健全な経営

安定的な財務体質を目指して、コスト意識の徹底を図り、時代に合った番組づくりと事業の展開、また、デジタル時代の新たな収入源の開発など多様なコンテンツ開発に経営資源を集中します。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式の大規模買付行為を行う者が、基本方針の実現の取組みを継続的に行い、向上させるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

従いまして、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための情報や時間の確保、あるいは株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが不可欠であると考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しなければなりません。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくため、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つ

として、平成20年6月27日開催の第79回定時株主総会において株主の皆様への承認を受け「当社株券等の大規模買付行為に対する対応策」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の第82回定時株主総会において一部変更したうえで「当社株式の大規模買付行為に対する対応策」（以下「本プラン」といいます。）として株主の皆様への承認を受け、継続更新いたしました。

本プランは当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。）がなされる場合を適用対象とします。

当社取締役会が決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://rkb.jp/ir/press/press110517_01.pdf）に掲載している平成23年5月17日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 本プランの合理性に関する取締役会の判断およびその理由

本プランについては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重すること、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしており、詳細については下記のとおりです。

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等およびそのグループの詳細、大規模買付等の目的など必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示し、企業価値評価委員会へも通知いたします。情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

企業価値評価委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、企業価値評価委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント

ントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して対抗措置の発動もしくは不発動の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数
(2) 連結子会社の名称

5 社
株式会社 B C C
株式会社 R K B 映画社
R K B ミューズ株式会社
株式会社 バフ
R K B 興発株式会社

- (3) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社 B C C データほか 3 社
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（株式会社 B C C データほか 3 社）は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- (イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

- (ロ) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として、商品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）により、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数 15～50 年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数 2～15 年）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3)重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ③アナログ設備撤去引当金
 アナログ設備の撤去および除却に係る将来の支出に備えるため、発生が見込まれる額を計上しております。
- (4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 受注制作のソフトウェア開発に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他のものについては工事完成基準を適用しております。
- ②負ののれんの償却に関する事項
 平成22年4月1日に発生した負ののれんについては、10年で均等償却しております。
- ③消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております（当連結会計年度末残高116百万円）。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	5,999百万円
土	地	12,354百万円
計		18,353百万円

長期借入金1,368百万円（うち一年内に返済予定の長期借入金527百万円）の担保に供しております。

なお、上記のほか、代理店契約保証金の代用として、現金及び預金のうち定期預金5百万円を担保（質権）に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

18,297百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	11,200,000	—	—	11,200,000
合計	11,200,000	—	—	11,200,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月28日	普通株式	164	15	平成24年3月31日	平成24年6月29日
定時株主総会					
計		164			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 164百万円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 平成25年3月31日
- ④ 効力発生日 平成25年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な定期預金および国債等に限定しております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	4,845	4,845	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,641	3,641	—
(3) 有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	255	256	0
② その他有価証券	3,097	3,097	—
(4) 未収入金	2,124	2,124	—
(5) 短期借入金	(200)	(200)	—
(6) 未払費用	(1,743)	(1,743)	—
(7) 長期借入金（1年内返済予定分含む）	(1,368)	(1,391)	23

(※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 短期借入金、ならびに(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定分含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額997百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券および投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、福岡市において賃貸用の土地を有しております。また、本社ビル（土地を含む。）の一部を賃貸に供しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
11,479	12,740

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価書（時点修正等を含む）の金額に基づくものであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,423円95銭

2. 1株当たり当期純利益 79円94銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②子会社株式

移動平均法による原価法

③其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数15～50年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数6～10年）

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) アナログ設備撤去引当金

アナログ設備の撤去および除却に係る将来の支出に備えるため、発生が見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建	物	5,999百万円
	<u>土</u>	<u>地</u>	<u>12,354百万円</u>
	計		18,353百万円

長期借入金 1,368百万円（うち一年内に返済予定の長期借入金
527百万円）の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,152百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	18百万円
(2) 短期金銭債務	153百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	228百万円
仕入高	1,735百万円
営業取引以外の取引による取引高	54百万円
受取配当金	8百万円
固定資産購入	45百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および総数 普通株式 231,154株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与（88百万円）、退職給付引当金（1,264百万円）等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金（1,506百万円）、その他有価証券評価差額金（363百万円）であります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は206百万円であります。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	谷 正明	—	当社取締役 ㈱福岡銀行 代表取締役頭取	資金の借入 利息の支払	400 0	短期借入金 —	100 —
役員及び その近親者	河内 一友	—	当社取締役 ㈱毎日放送 代表取締役社長	タイムセールス他売上 代理店手数料 番組購入他仕入	230 38 128	売掛金 未払代理店手数料 未払費用	62 10 51
役員及び その近親者	井上 弘	—	当社監査役 ㈱TBSテレビ 代表取締役会長	タイムセールス他売上 代理店手数料 番組購入他仕入	456 77 177	売掛金 未払代理店手数料 未払費用	— — —
役員及び その近親者	石原 俊爾	—	当社監査役 ㈱TBSテレビ 代表取締役社長	タイムセールス他売上 代理店手数料 番組購入他仕入	1,417 227 492	売掛金 未払代理店手数料 未払費用	327 55 58

(注) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。なお、上記取引はいずれもいわゆる第三者のための取引であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

タイムセールス他売上、代理店手数料および番組購入他仕入については、JNN、JRNネットワーク加盟各社間の協議により、每期交渉のうえ決定しております。

短期借入金は運転資金であり、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

㈱TBSテレビとの営業取引は、平成24年6月に井上弘が監査役を退任し、石原俊爾が監査役に就任したため、平成24年4月から平成24年6月までならびに平成24年7月から平成25年3月までの取引金額をそれぞれ記載しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,238円79銭
- 1株当たり当期純利益 92円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。